

1. 尚仁沢ブナーイヌブナ天然林樹叢

1-1 目的

高原山地の多くは、太平洋側気候下にあり、比較的温暖、寡雪地帯に位置し、これに加えてなだらかな火山地形によって、早くから軍馬育成地などとして開発利用されてきた。このため、原始的な面影を持つ森林は少ない。しかし、塩谷町、矢板市にまたがる325.10haの釈迦が岳、剣が峰及びミツモチ山に囲まれた尚仁沢、権現沢を中心とした山地、国有林には、100名水の一つに指定されている尚仁沢湧水群の水源地域として、わが国の典型的なブナーイヌブナ林の指標として価値が高い、成熟し、自然性が良く保たれたブナ、イヌブナを中心とした森林が残されている。これらのうちブナーイヌブナ林の核心部を国(文化庁)の天然記念物に指定し、広く公開し、森林生態学、樹木学などの基礎資料として保護保全する。また、森林環境教育の場として普及啓蒙に資することを目的とする。

1-2 尚仁沢ブナーイヌブナ林の学問的価値

わが国の森林帯は琉球列島などに存在する常緑広葉樹の優占する亜熱帯林及び九州・四国を中心とした暖温帯林、本州にわたるとブナなどの落葉樹が優占する冷温帯林が見られ、亜高山地帯や北海道では常緑針葉樹林で構成された亜寒帯林が区分されている。このうち落葉広葉樹林で構成されたいわゆるブナ帯は、太平洋側ではブナ、イヌブナ、ケヤキ、シデ類などの混交した森林構造になり、ブナの純林を構成する日本海側とは大きく異なっている。また、太平洋側では積雪が少ないなどの理由から、早くから耕作地、放牧地、茅場などやスギ、ヒノキなどの人工林に変換利用され、ブナ、イヌブナの天然林は少なく、残された老齢林は、急斜地などに分断化され小面積に残されていることが多い。しかし、尚仁沢上流部のブナーイヌブナ林は、きわめて貴重な天然林として、またまとまった形で残されている。

この予定地の中心部分は宇都宮大学農学部森林科学科森林生態・育林学研究室によって高原山長期森林動態モニタリング試験地として継続的に調査が行われてきた。指定予定地の尚仁沢上流部のイヌブナ林は表1、写真1のようにイヌブナの混交率が本数割合で34%、胸高断面積割合で35%、最大胸高直径が86.5cmで多くの老齢樹で構成され、一部に伐採による二次林が存在するが、典型的なブナ、イヌブナで構成されたきわめて貴重な森林である。

参考:ブナとイヌブナの特徴

ブナ:わが国の温帯を代表する落葉高木、幹は上方で良く分枝するが、基部では単生する。北海道の黒松内低地帯以南から本州・四国・九州に分布し、鹿児島県高隈山が南限である。土壌の深い肥沃地に生育し、北海道・東北では平地に見られるが、関東以西では山地の中腹以上に生え、山麓はカシ・シイの常緑樹林あるいはモミ林、ツガ林で構成された中間温帯林に接している。日本海側、太平洋側に分布しているが、

太平洋側では、やや積雪のある高標高域に生育し、その下部にイヌブナ林が見られ、シデ類、ケヤキなど多数の樹種が混生する森林を形成する。これに対し、日本海側では純林になっていることが多い(写真 2)。

イヌブナ:わが国には、ブナ科ブナ属はブナとイヌブナの 2 種が記録されている。ブナは前述のように、冷温帯の落葉広葉樹として広く分布しているが、イヌブナは、九州・四国・中国では高標高域において、ブナと混生あるいはブナ林よりやや標高の低い山地中腹に生育している。本州中部以北では日本海側にはほとんど分布せず、北限は岩手県以南の太平洋側である。幹は叢生することが多く、中心部の幹が枯れると、その外側に派生する萌芽枝が生長するために幹が数本以上叢生する樹形を持つ(写真 1)、また、中心部の幹が枯れると外側の幹が肥大生育するため、中心部には幹がなくなり同心円状に萌芽した幹が連続あるいは分離した形で配置される独特の景観と特徴を持っている。このような形態を持つイヌブナの株は成熟した林で見られる。

天然記念物指定の意義・必要性

今回の指定予定地のブナーイヌブナ林は、すでに関東森林管理局において群落保護林に指定されており、群落そのものの保護保全は担保されている。しかし、前述のようにこのイヌブナ林は、単生するものから同心円状に発達した個体群までを含み、イヌブナ林の更新、維持機構を観察する絶好の場所となっている。また、同所的にブナ、イヌブナ林が成立しており、それぞれの更新維持機構の観察が出来る学術的に貴重な場所でもある。一方、この森林群落では、早くから開発が進んだ太平洋側のブナーイヌブナ林が天然状態で広く残されており、農耕、放牧など山地利用による森林群落の変遷などを比較、理解する上で、基準となる価値の高い森林群落を形成している。したがって、学術的な価値はもとより、わが国の歴史、文化の形成に寄与し、郷土の遺産としての価値も高く、国指定の天然記念物の指定要件を十分に満たしている。また、関東森林管理局指定の群落保護林と国指定の天然記念物として保護保全されることで、当該森林の群落、更新機構が維持され、これらの学術的な解明によって、今後のブナーイヌブナ林の再生、復元技術開発にも寄与できる。さらに、天然記念物指定により、残り少なくなったブナーイヌブナ林の貴重性についての普及・啓蒙がはかられ、塩谷町の郷土の森、遺産としての認識も高まる。

天然記念物指定予定地域と面積

関東森林管理局指定の群落保護林は、管理広大な面積を占めているが、釈迦が岳山頂部の亜高山性針葉樹林から山麓部のブナーイヌブナまでの垂直変化を観察でき、わが国中部の典型的な森林群落を網羅している。したがって、天然記念物指定には、同一規模で行うことが望まれる。この場合には亜高山性針葉樹林との関係が検討、記載される必要がある。ブナーイヌブナ林の中核部分を指定するとすれば、図 1 と写真 3 に示す 347 林班ろ 2 小班 80.90ha が望ましい。